平成２２年（フ）第１３８２号
大阪市東成区神路１丁目７番11―805号、開始決定時の住所大阪府東大阪市森河内西１丁目34番５号
破産者　河村　敏和
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８６７号
大阪市天王寺区堂ヶ芝２―12―2402、開始決定時の住所大阪市天王寺区烏ケ辻２丁目10番11号　ヴェルデ夕陽丘603号
破産者　**来**原　成禎
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７６５号
大阪府高槻市深沢町２丁目12番13号
破産者　上中　功二
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１７７５号
大阪府交野市私市２丁目38番１―117号、前住所堺市南区宮山台１丁３番42号
破産者　泉　　福美
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１８８７号
堺市中区辻之1189―122、住民票上の住所大阪市平野区瓜破１丁目10番24―107号
破産者　北村友治こと　北村　武雄
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７１５号
大阪府藤井寺市北條町４番６号
破産者　富永　愼治
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８７５号
大阪府羽曳野市はびきの２丁目７番36号
破産者　遠藤摩由美
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６７７号
神戸市東灘区森北町７丁目10番21号
破産者　吉井　栄次
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５１１号
香川県観音寺市南町１丁目３―20　琴弾マンション504号、住民票上の住所兵庫県西宮市柏堂町10番７号
破産者　望月　俊男
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２７４号
熊本県宇城市松橋町曲野29番地
破産者　河野　希助
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２７５号
熊本県宇城市松橋町曲野29番地
破産者　河野　惠一
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４２７８号
札幌市清田区北野２条１丁目２番75号
破産者　伊藤　浩史
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８号
北海道美唄市西２条南５丁目４―16　桜ハウス、住民票上の住所北海道美唄市西４条南３丁目６番27号
破産者　川合　憲弘
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１６４号
青森県上北郡おいらせ町下明堂65番地24
破産者　市ノ渡孝一
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第５８８号
埼玉県八潮市大字浮塚686番地１アルネックスシティ110号室
破産者　山本　正隆
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
新潟県新潟市中央区田中町5178番地、住民票上の住所新潟県新潟市西区坂井563番地17
破産者　平松　明男
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６９号
新潟県五泉市番坂甲4267番地１
破産者　松尾　吉紀
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部